



SATREPS公募説明会資料

2024年8月

独立行政法人国際協力機構(JICA)

ガバナンス・平和構築部

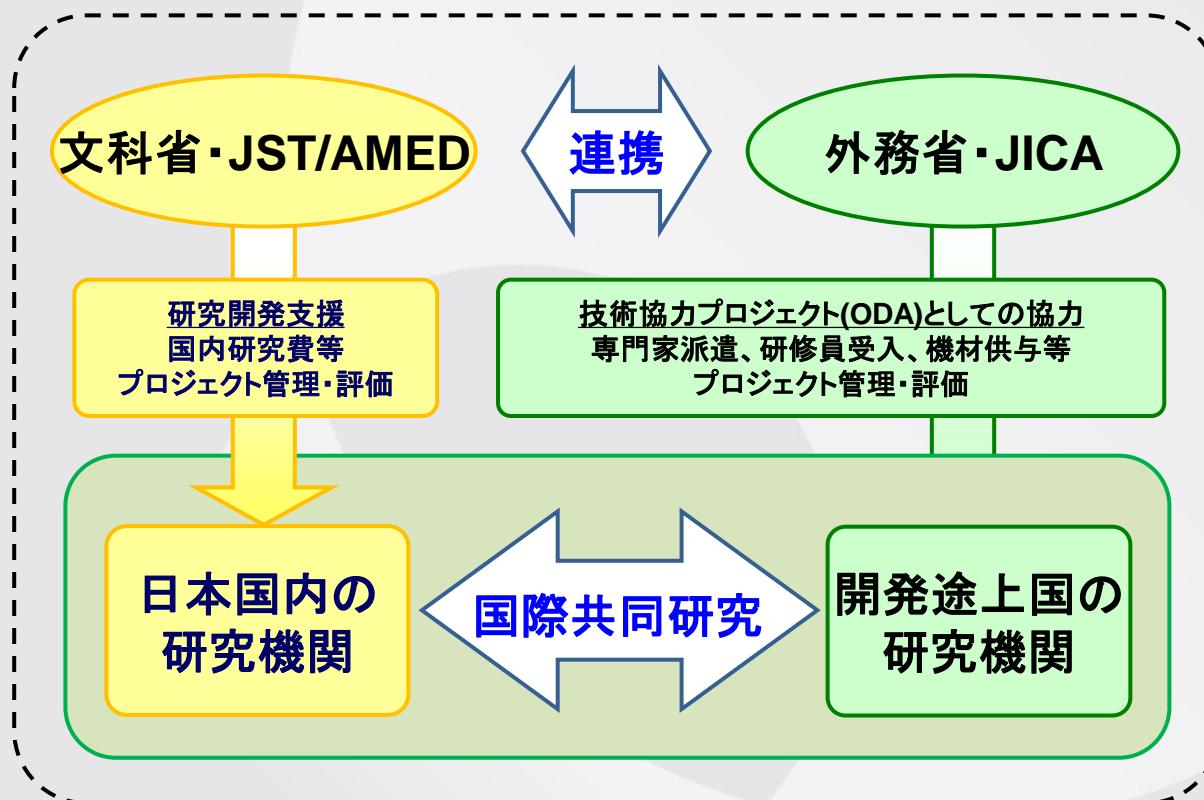
STI・DX室

SATREPSの目的

- 日本と開発途上国との国際科学技術協力の強化
- 地球規模課題の解決と科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出
- 国際共同研究を通じた開発途上国の自立的研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また、地球の未来を担う日本と開発途上国の人材育成とネットワークの形成

SATREPSの枠組み

JICAとJST/AMEDが連携して、途上国との国際共同研究を推進
JICAは技術協力プロジェクト※1として実施します。



JST : 国立研究開発法人 科学技術振興機構
AMED : 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

國際協力機構

JICAグローバルアジェンダ(JGA)との整合性

JICAは、4つの切り口の下、20の「JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を策定し、中長期的な目標や取り組みを明確にすることで事業の戦略性を強化します。さらに、それらの目標などを国内外の幅広いパートナーと共有することによって、連携や共創を進め、開発効果の最大化を目指します。

Prosperity 豊かさ

1 都市・地域開発

2 運輸交通

3 資源・エネルギー

4 民間セクター開発

5 農業・農村開発
(持続可能な食料システム)

People 人々

6 保健医療

7 栄養の改善

8 教育

9 社会保障・障害と開発

10 スポーツと開発

Peace 平和

11 平和構築

12 ガバナンス

13 公共財政・金融システム

14 ジェンダー平等と女性のエンパワメント

15 デジタル化の促進

Planet 地球

16 気候変動

17 自然環境保全

18 環境管理

19 持続可能な水資源の確保と水供給

20 防災・復興を通じた災害リスク削減

安全情報については、

- ・外務省危険情報(海外安全ホームページ)に加えて、
- ・JICA国別安全対策措置(JICAウェブサイト)を参照

JICAの国別安全対策情報



LANGUAGE ▾



SNS SHARE ▾

JICAは事業を実施している国毎に安全対策に必要な情報を収集・分析・提供しています。事業関係者の皆さんにおかれでは渡航前にご一読いただき、安全対策をご利用ください。

安全管理の観点から、JICA国別安全対策情報ページのユーザー名及びパスワード及び国別安全対策情報は関係者限りにしていただき、情報管理の徹底をお願いします。

<https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html>

JST公募要領上の関連ページ：P40、95～97、150

国際協力機構

機材調達について

以下の点を追記しました。

特に以下ハイライト箇所については、ご留意ください。

4.8 機材調達・機材供与について

機材調達・機材供与の実施方法については、提案書作成の段階で、研究代表者所属機関内において必要な関係部署とも連絡を取りながら十分な検討をお願いいたします。不明点がありましたら、JICAまでご相談ください。機材供与では、研究代表者所属機関が主体となって調達から輸送、据付までの業務を一貫して適法に実施することが求められます。詳細については、JICAのウェブサイトに掲載している、前述の「SATREPSプロジェクト実施の手引き」を参照ください。

技術協力プロジェクトとして重視されるポイント

1. 先方政府のニーズとの整合性
2. 日本の開発協力大綱及び国別開発協力方針等との整合性
3. キャパシティディベロップメント
4. 社会実装
5. 相手国側研究機関の準備状況

※1技術協力プロジェクトとは

- JICAの中心的な事業形態の一つであり、**途上国のニーズに応じた協力計画を相手国と共同で作りあげ、日本と途上国の知識・経験・技術を活かして、一定の期間内で、共に問題を解決していく取り組み**です。
- 具体的には日本側は、プロジェクト期間内に以下の3つの
「専門家派遣」
「研修員受入れ」
「機材供与」
投入を組合わせて実施します。(後述説明)
- 途上国側も費用を負担します。(後述説明)
- プロジェクトの目標、成果、活動、投入を**プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)、プラン・オブ・オペレーション(PO)**(プロジェクトの設計図のようなもの)**※2**として整理し、先方とR/D(Record of Discussions)において締結・合意します。

※2プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)、 プラン・オブ・オペレーション(PO)とは

★PDMの例

To be filled in

Project Design Matrix								
Project Title: The Technical Cooperation Project for Improvement of Capacity on Solid Waste Management in Havana City, the Republic of Cuba			Version 1 Dated 14, Jan, 2014					
Implementing Agency: DPSC								
Target Group:								
Period of Project:								
Project Site: Havana City		Model Site: Miramar Neighborhood in Playa Municipality						
Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumption	Achievement	Remarks			
Overall Goal Urban solid waste management is properly implemented in Havana City	OG1 Waste collection rate in Havana City OG2 Replication rate of waste reduction model practiced in Miramar neighborhood as the project model site OG3 environmental friendliness of final disposal landfill	Survey on solid waste, DPSC's records, Reports DPSC's records, Reports DPSC's records, Reports						
Project Purpose Capacity of urban solid waste management in Havana City is strengthened	PP1 Level of collaboration among the stakeholders for urban solid waste management in Havana City PP2 Recognition rate by the local residents in Havana City on DPSC's performance in terms of SWM	DPSC's records, Project records Project records, the result of opinion poll on SWM	The local residents in Havana City are cooperative to SWM Cuban Policy, putting priority on SWM in environmental sector is continued All the related organizations are active in extending the model practice in the DPSC's SWM					
Outputs Output 1: Comprehensive Management Capacity on Solid Waste of DPSC is improved Output 2: Solid waste source separation at Pilot Project Site is promoted and capacity of UPPH in organic waste reduction at the source is strengthened Output 3: Capacity of UPPH in the collection and transportation of solid waste is strengthened Output 4: Capacity of UPPH on landfill design and operation of final disposal site is strengthened	1-1 Revised Master Plan 1-2 Improvement rate of DPSC's administration in terms of SWM 1-3 Level of awareness raising of DPSC staff on the issue and importance of solid waste 2-1 Acceptation rate of segregated collection of organic waste in Miramar neighborhood 2-2 Volume of the collected organic waste for composting 3-1 Operation rate of the collection vehicles 3-2 Service quality of the waste collection and transportation by UPPH 4-1 Level of proper operation and management of the existing final disposal sites 4-2 Acquisition level of technology for the design of New Final Disposal Landfill in East	Revised Master Plan, Project records DPSC's records, Project records Project records, DPSC's records DPSC's records, Project records Project records, record of the study result of the Soil Institute of the Ministry of Agriculture Maintenance workshop's records, Project records The result of self-evaluation of UPPH Project record, records of final disposal site Project records	Fuel necessary for SWM in Havana City as a whole is supplied in stable manner					

※2プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)、 プラン・オブ・オペレーション(PO)とは

★PDM記載内容の解説

プロジェクト要約 (Project Summary)	指標 (Indicators)	指標データ入手手段 (Means of Verification)	外部条件 (Important Assumptions)
上位目標 (Overall Goal) プロジェクト終了後 3~5 年度の間接的・中・長期的に期待される効果・インパクト	社会的变化 (Outcome) 指標を記載		
プロジェクト目標 (Project Purpose) ターゲットグループやプロジェクト終了時に期待される直接的な効果	社会的变化 (Outcome) 指標を記載		上位目標達成に影響を与える阻害要因
アウトプット (Output) 活動を行うことによって生み出すべき事項	活動結果 (Output) 指標を記載		プロジェクト目標達成に影響を与える阻害要因
活動 (Activities) アウトプットを生み出すためのプロジェクト期間期間中に実施する活動	投入 (Inputs) 日本側・相手国側の投入 (Input) を記載		<ul style="list-style-type: none"> アウトプット達成に影響を与える阻害要因 前提条件 (Pre-conditions) プロジェクト開始前に満たされるべき事柄

- ◆上位目標 (Overall Goal) /プロジェクトを実施することによって、その後期待される中・長期的な効果。プロジェクトの直接的な効果が継続・あるいはさらに発展することにより、どのような状況を実現したいかを記載。
- ◆プロジェクト目標 (Project Purpose) /プロジェクト終了時にプロジェクト実施によって達成が期待される Outcome、すなわちターゲットグループや対象社会に対する直接的な効果・変化。
- ◆アウトプット (Output) /プロジェクト目標達成のためにプロジェクトが生み出すべき財やサービス。プロジェクト目標はターゲットグループをはじめとする受益者側に対するプラスの変化を表しているのに対し、アウトプットはプロジェクトを実施する側が産出する事柄である。

※1 技術協力プロジェクトとは(続き)

- このPDM/POを最終的に相手国と合意の上プロジェクトを開始しますので、研究提案時にこれらを意識しつつ研究提案を作成願います。
- 国際約束に基づく事業(=日本国と相手側国とが「このプロジェクトを実施します」と合意する事)です。
- 相手国側の研究機関の能力向上も目的であることから、研究機関側への資金提供や委託研究・事業は不可能です。
- 相手国側の研究機関は、政府機関が原則であります。但し、地域国際機関や相手国の私立大学の場合は、相手国政府の承認と政府機関と同等なパフォーマンスの実施(機材の免税等)が必要です。
- 相手国側の研究機関は、企業・NGOは原則不可です。但し、連携は可能です。
- 相手国研究機関への資金供与/委託研究ではありません。

※2プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)、 プラン・オブ・オペレーション(PO)とは(続き)

★POの例

To be filled in

Tentative Plan of Operation

Project Title: The Technical Cooperation Project for Improvement of Capacity on Solid Waste Management in Havana City, the Republic of Cuba

Version 1
Dated 15, Jan, 2014

Monitoring

Inputs	Year	1st Year				2nd Year				3rd Year				4th Year				5th Year				6th Year				Remarks	Issue	Solution	
		I	II	III	IV																								
Expert																													
Chief Advisor/Integrated SWM Expert																													
Segregated Collection of Waste/Composting																													
Machinery																													
Final Disposal Landfill																													
Machinery Procurement																													
Vehicle Maintenance																													
Equipment																													
Organic waste carrier																													
Materials for community composting facility																													
Containers for segregated organic waste																													
Equipment for the maintenance workshop in UPPH																													
Maintenance tools for the heavy machinery at final disposal site																													
Training in Japan																													
Training for Counterpart Personnel																													
In-country/Third country Training																													
Third country training for Counterpart Personnel																													
Activities																													
Sub-Activities																													
Output 1: Comprehensive Management Capacity of DPS																													
1.1 Review and Revision of the M/P																													
1.2 strengthening of management capacity of DPS																													
1.3 training/OJT to strengthen SWM capacity of DPS personnel																													
1.4 Preparation of the program of solid waste education both for DPS personnel and for the public including local residents and schools, etc.																													
1.5 Implementation of the program of the solid waste education through introducing on-site compostion in school and other measures																													

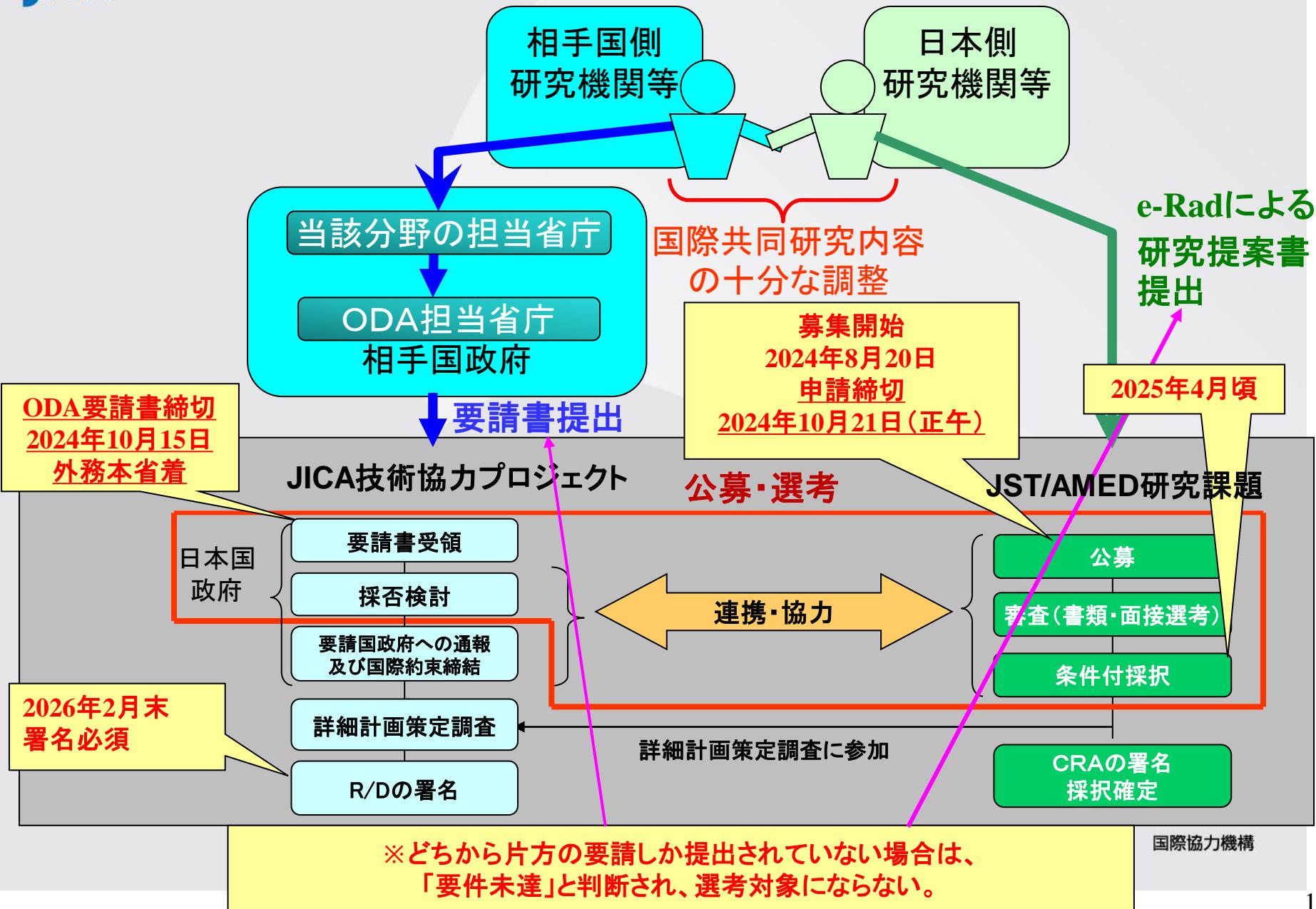
DPSC is improved

Plan Actual

JCA DPSO

Achievements Issue & Countermeasures

案件要請から採択までの流れ



案件要請と採択までの留意点

- 相手国側では、相手国側の研究機関からのODAの要請書と、日本側では日本側の研究機関からの研究提案書の両方が揃って（これを「マッチング」と呼んでいます。）、SATREPS採否の審査対象となります。
- どちらかの片方だけの要請では不可です。
- ODA要請書は、先方政府から日本政府に提出されるため、先方政府内での手続きに時間がかかる場合があるので注意が必要です。
- R/Dは、「条件付き採択」となった翌年2月末までに締結する必要があります。（今回は2025年2月中にR/D締結必須）。

JICAと研究代表機関の契約

- 組織単位
- 案件単位
- 期間単位

「取極め書」→共同事業としての位置付け

「附屬書」 (案件名、プロジェクト期間等)

「事業契約書」

契約

契約

契約

全体計画

各期計画

各期計画

各期計画

(契約期間、経費、概算払い、精算等、複数年度契約可能)

国際協力機構

取極め/附屬書

- 研究代表者所属機関とJICAは、SATREPSプロジェクトを実施するための**基本的事項**に関する「取極め」を締結します。
(双方の責務、知的財産権、安全配慮義務、秘密の保持、損害に対する責任等)
- 取極めは研究代表者所属機関毎に一つ締結します。既に取極めを結んでいる研究代表者所属機関では新たな締結は不要です。
- 個別案件ごとに「附屬書」を作成します。この事により、個別案件が「取極め」とリンクします。

事業契約のルール

- JICAは研究代表者所属機関とのみ、個別案件毎に事業契約を締結します。
- 事業契約は複数年度契約も可能です。必ずしも国の会計年度に合わせる必要はありません。12か月を超える契約も可能です。
- 契約 → (必要ならば)概算払い → 精算、が一つのサイクルとなります。
- 事業契約に基づく経費の積算・執行は、研究代表者所属機関が当該機関の諸規程により行い、同機関が経費の執行及び経費の額の確定に関する責任を有します。

事業契約のルール(続き)

- **機材は研究代表者所属機関が調達します。** JICAは側面支援(相手国での本邦購送付機材の通関等)を実施します。
- 機材の購入にかかるルール(一般競争入札・特命随意契約等)は、**研究代表者所属機関の規程**に基づきます。
- **日本で機材調達→相手国へ輸送というオペレーション、現地で高額な機材の購入、という機材調達が研究機関として可能かどうか、然るべき機関内担当部署(調達部門等)と予め協議願います。**
- 「専門家派遣」・「研修員受入れ」の手続き(ビザの申請・身元保証人等)も研究代表者所属機関が実施します。

事業契約の内訳

- 前述の通り主として「専門家派遣」・「研修員受入れ」・「機材供与」の3つの投入にかかる費用を計上します。
- 具体的には、
 - *「専門家派遣」にかかる旅費(日当/宿泊費/交通費)
 - *「研修員受入れ」にかかる旅費(日当/宿泊費/交通費)
 - *「機材供与」にかかる機材購入費/機材送料/施設建設費
 - *現地での研究に必要な経費(備品・消耗品購入、再委託経費等)です。
- 日本側/途上国側共に、**人件費は支払いません。**
- 「研修員受入れ」では、**研修員を日本で博士号を取得する事は可能**です。ただし、プロジェクト期間内に終了しなければなりません。
- 総額で5年間の場合は3.0億円(3.5億円)を上限としますが、当該年度の予算配分状況により、上限額は保証するものではありません。**

事業契約の内訳(続き)

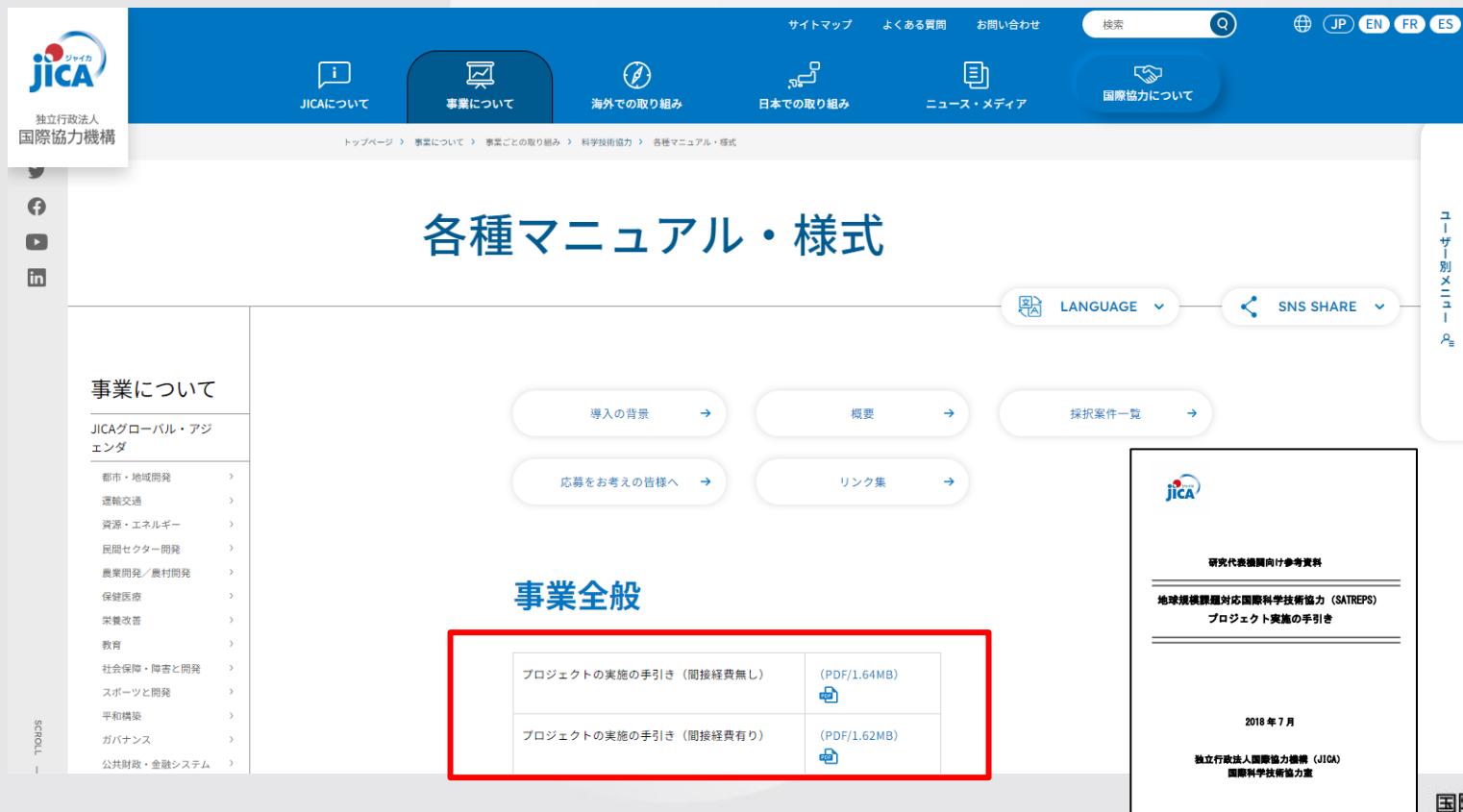
- 5年間のトータルで上限値に収まつていれば構いません。ただし来年度以降は、上限額からの削減する可能性は高い。
- 事業契約には2種類のパターンがあります。
(ア)間接経費無し (イ)間接経費有り
- 主な違いは、「業務調整員※3」をJICAが派遣するか、研究代表者所属機関から派遣するか、の違いです。
- (ア)間接経費無しの場合、業務調整員はJICAから派遣し、SATREPSの経費の上限は、**業務調整員の派遣費を含まず、3億円**です。
- (イ)間接経費有りの場合、業務調整員は研究代表者所属機関から派遣し、SATREPSの経費の上限は、**業務調整員の派遣費を含み、3.5億円**です。

※3業務調整員とは

- ・ 業務調整員の役割は主として以下の通りです。
 - プロジェクトの運営管理及び各種調整
 - プロジェクト活動計画及び投入計画(在外研究員派遣・外国人研究員受入・機材供与等の計画)の進捗管理、定期モニタリングの実施について研究代表者を支援
 - 公金管理、物品管理、契約・経理事務
 - 現地調達機材の調達手続き
 - プロジェクトで提出する各種報告書の作成の支援
 - 各種の広報・普及活動を通してプロジェクトに関する情報を発信
 - 研究業務の兼任は禁じています。

JICA事業実施部分の手引き書

- JICAホームページ上で、「プロジェクト実施の手引き」を公開しています。ここに、プロジェクトを実施するにあたっての基本的事項が記載されています。
<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html>



The screenshot shows the JICA website's "Various Manuals and Formats" page. The top navigation bar includes links for "Site Map", "Frequently Asked Questions", "Contact Us", "Search", and language selection (JP, EN, FR, ES). The main content area features a large blue header "各種マニュアル・様式". Below it, there are several buttons for navigating through the manual: "導入の背景", "概要", "採択案件一覧", "応募をお考えの皆様へ", and "リンク集". A red box highlights two download links for project implementation manuals:

プロジェクトの実施の手引き（間接経費無し） (PDF/1.64MB)	
プロジェクトの実施の手引き（間接経費有り） (PDF/1.62MB)	

On the right side, a sidebar titled "事業について" lists various development sectors. At the bottom right, a box contains the title "研究代表者向け参考資料" and "地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS) プロジェクト実施の手引き", dated "2018年7月", and the footer "独立行政法人国際協力機構 (JICA) 國際科学技術協力室".

JICA事業実施部分の各種書類の公開

- 取極め書・附属書・事業契約書の雛型は、JICAホームページ上で公開しています。

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html>



The screenshot shows the JICA website's 'Form' section. It includes two main sections highlighted with red boxes:

- 取極め・附属書 (Procurement and Attachment Books)**
 - 取極め様式 (PDF/165KB) [Download](#) | (Word/91KB) [Download](#)
 - 附属書様式 (PDF/51KB) [Download](#) | (Word/23KB) [Download](#)
- 事業契約 (Contract Agreement)**
 - 事業契約書様式 (PDF/199KB) [Download](#) | (Word/28KB) [Download](#)
 - 間接経費無し積算様式 (消費税10%)
(様式0~5、様式8、契約実績対比表)
(PDF/341KB) [Download](#) | (Excel/192KB) [Download](#)
精算サンプル (PDF/473KB) [Download](#)
 - 間接経費有り積算様式 (消費税10%)
(様式0~5、様式8、契約実績対比表)
(PDF/324KB) [Download](#) | (Excel/186KB) [Download](#)
精算サンプル (PDF/423KB) [Download](#)
 - 概算払請求書 (様式6) (PDF/96KB) [Download](#) | (Word/21KB) [Download](#)
 - 経費実績報告書兼請求書 (様式7) (PDF/123KB) [Download](#) | (Word/19KB) [Download](#)

JICA事業実施部分の各種書類の公開 (続き)

- ・ その他の書類についても同様です。(機材調達)

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html>



The screenshot shows the JICA website's main navigation bar at the top, featuring links for Site Map, Frequently Asked Questions, Contact, Search, and language selection (JP, EN, FR, ES). Below the navigation is a large blue header with the JICA logo. The main content area has several sections, each with a title and a list of links. The first section, "Machinery Transfer · Purchase", is highlighted with a red box. It contains a sub-section titled "Procedures for machinery transfer" with a link to a PDF file. Below this are two more sections: "Taxes on machinery transferred to third countries via Japan" and "Legal requirements for machinery export to third countries". Each of these sections also has a list of links.

機材調達・購送

機材調達に係る手続きについて

「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）機材調達に係る手続きについて」は、以下のファイルを参照願います。

- 地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）機材調達にかかる手続きについて（PDF/337KB）

相手国へ供与する機材を本邦調達する際の消費税の取り扱い

「輸出免税」という制度が適用されます。詳しくは、以下のサイト、及び国税庁のサイトを参照願います。

- 5003 消費税の輸出免税について（事業者の場合）（カスタムアンサー）（外部サイト）

相手国へ供与する機材を輸出する際の法令等

供与する機材が輸出規制品に該当するか否か等、輸出貿易管理令等関連法に基づき機材を輸出する必要が有ります。関連法令は以下のサイトを参照願います。

- 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（外部サイト）

JICAでは、この関連法令に基づき、供与する機材を輸出する際は、以下のサイトにあるガイドラインを定めております。

- JICA輸出管理ガイドライン（業務受託者向け）

相手国負担の原則

- 以下のサイトに、相手側の責務や負担事項等が記載された「Basic Principle」があります。この「Basic Principle」を日本側・相手国側合意します。**予め「Basic Principle」を先方機関に共有し、先方側は責務・負担事項がある旨、説明願います。**
https://www.jica.go.jp/english/our_work/types_of_assistance/tech/op_info/basic.html

Operational Information for Technical Cooperation

Basic Principles for Technical Cooperation

Basic Principles for Technical Cooperation (BP) are applicable for all Technical Cooperation Projects and Technical Cooperation for Development Planning starting from April, 2017.

- [English \(January 2022\).\(PDF/236KB\)](#) (For the projects whose applications are submitted by project proponents on and after April 1, 2022)
- [English \(December 2016\).\(PDF/190KB\)](#) (For the projects whose applications are submitted on and before March 31, 2022)

1. BP is a part of individual records of discussions, and specifies principles commonly applied to all records of discussions.
2. BP listed above is a template and the sections may be modified in individual records of discussions in accordance with particular nature of projects.

相手国負担の原則(続き)

- 「Basic Principle」において、以下が相手国負担事項の主な事項(抜粋)です。特に供与した機材の維持管理は先方負担事項である旨、相手側研究機関に強調説明を願います。

Section 4.3 Provision of Services, Facilities and Local-Cost Bearing for the Technical Cooperation

The Counterpart and the government of the recipient country will take necessary measures to provide services, facilities and local-cost bearing listed hereto at its own expense;

- (1) Services of the Counterpart's personnel;
- (2) Suitable office space for the Project Team with necessary equipment;
- (3) Running expenses necessary for the implementation of Technical Cooperation;
- (4) Expenses necessary for transportation within the recipient country of the equipment provided by JICA for Technical Cooperation Project as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
- (5) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of Technical Cooperation other than those prepared and provided by JICA,
- (6) Travel allowances for the Project Team for official travel within the recipient country; and
- (7) Available data (including maps and photographs) and information

環境社会配慮の必要性

- ・ 「環境社会配慮」とは、人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を配慮することです。
- ・ SATREPSプロジェクト実施における環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提として、プロジェクト実施によって**環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがない**よう、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認が必要です。
- ・ SATREPSプロジェクトを実施するにあたっては、**相手国政府(地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければなりません。また、相手国政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければなりません。**

環境社会配慮の必要性(続き)

- 一例を挙げれば、以下の行為は、社会・環境への影響が大と考えられますので、SATREPSプロジェクトを計画する際は、これまでの記載の点を踏まえた上で、
 2. 影響を及ぼしやすい特性の例示
 - (1) 大規模非自発的住民移転
 - (2) 大規模地下水揚水
 - (3) 大規模な埋立、土地造成、開墾
 - (4) 大規模な森林伐採
- SATREPSプロジェクトを実施する事になった場合、
 - 相手国環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しているか
 - 環境社会影響はどの程度のものか

等を相手国研究機関と協議・精査し、

 - ◆ 可能な限り環境や社会への望ましくない影響を最小限とするか、
 - ◆ ほとんど無い、と考えられる

となるような研究内容とするよう願います。

環境社会配慮の必要性(続き)

- JICAでは、この環境社会配慮にかかるガイドラインを以下のサイトで公開しております

<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/index.html>

国際協力機構環境社会配慮ガイド ライン（2022年1月版）



LANGUAGE ▾



JICAは2010年4月1日付で環境社会配慮ガイドラインと異議申立手続要綱を公布し、環境・社会面に配慮した案件の実施に取り組んできました。今般、2022年1月4日付で「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月版）と「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」（2022年1月版）を公布し、2022年4月1日付で施行することとなりました。

なお、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月版）と「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」（2022年1月版）は2022年4月1日以降に要請を受けた案件に適用されます。2022年3月31日以前の案件については、引き続き「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月版）および適用されるガイドラインに対応した異議申立手続要綱をご確認下さい。

- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月版）（日本語版）（PDF/535KB）
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月版）（英語版）（PDF/572KB）
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月版）（西語版）（PDF/736KB）
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月版）（仏語版）（PDF/687KB）

ODA事業として求められること(続き)

- ③ ODA事業において特に重要な点は「**途上国のニーズに基づく課題の解決**」です。
- ③-1 つまり、**研究成果を用いた社会実装**が実施されないと、開発途上国の課題解決にはなりません。研究だけで終わってしまいます。
- ③-2 過去のSATREPS案件において、どのような社会実装を行ったのか(その仕掛けも含めて)、その成功要因は何だったのか等、をまとめた事例集を以下のサイトに掲示しておりますのでこれを参照し、**社会実装計画(プロジェクト実施中・終了後を含む)**を必ず含めた研究計画提案を願います。

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/faq/index.html>

社会実装の考え方

- SATREPS事業の社会実装を促進する取り組み事例集を公開しました！（2022年4月12日）
- 2021年度SATREPS「開発と科学の共創セミナー」－SATREPS事業と開発途上国の優先課題－（2021年10月8日）
- 2021年度SATREPS「開発と科学の共創セミナー」－研究室からフィールドへ、社会実装を考える－（2022年3月4日）

ODA事業として求められること（続き）

③-3 その他、社会実装を計画していく上の留意点は以下の通りです。

- 「研究の結果を活用して社会実装を実施する」という組み立てになっているか。
- 「社会実装計画」に具体性（プロジェクト期間中・プロジェクト終了後に何時、何を実施するのか等）はあるか。
- 社会実装は研究機関だけでは実施が困難な事が多く（製品の販売・法整備の改定等）、それを実施する関係諸機関を十分に巻き込んでおり、かつ妥当であり、理解を十分得られているか。
- その為の相手国側に対する人材育成及び組織能力向上が図られているか。
 -
- 総じて、これらの社会実装計画は、実行性があるか。



おわりに

ODAに関するお問い合わせは、

gpgsd@jica.go.jp までお願いします。